⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

とし、これを踏まえた23／24年の備蓄運営は、表４のとおりです。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、戸別所得補償制度の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

表４　平成23／24年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成23年６月末備蓄量	A	88
平成23年産米買入数量	B	20※
平成23／24年非主食用販売量	C	20※
平成24年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	88

※　仮置きした数量である。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

米穀の輸入予定数量及びその種類別の予定数量については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

法　務

公証人の任命

大阪法務局所属公証人米納哲は願により公証人を免ぜられた。（七月二十九日）（法務省）

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成21年９月11日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年９月10日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年８月８日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成23年８月17日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011　東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

鉱業法第189条の規定による公告

経済産業省公告第15号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、却下の通知を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の区役所に、通知の内容を掲示した。

記

出願地　渡島国檜山郡上ノ国町　出願人　大阪市淀川区木川西３丁目５番14号　関下　　啓

平成23年８月８日　　北海道経済産業局長

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年８月８日　　関東経済産業局長　照井　恵光

名　　称	株式会社Ｄｏフィナンシャルサービス
本店の所在地	東京都江東区東陽七丁目１番２号
登録番号	関東（個）第60号
営業廃止年月日	平成23年６月30日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年８月８日

北海道開発局長　高松　　泰

１　処分をした年月日　平成23年７月21日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本高圧コンクリート販売株式会社　村上　俊浩　北海道札幌市中央区南２条西３丁目８番　国土交通大臣許可（般―18）第21890号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年７月13日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。